大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

落札者決定基準

令和５年９月

大阪府

大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業　落札者決定基準

目　　　　次

|  |
| --- |
| [第１ 落札者選定の手順 1](#_Toc139372087)  [１ 落札者決定基準の位置づけ 1](#_Toc139372088)  [２ 選定の手順 1](#_Toc139372089)  [第２ 参加資格審査 4](#_Toc139372090)  [１ 参加資格要件の項目 4](#_Toc139372091)  [第３ 提案審査 4](#_Toc139372092)  [１ 事業計画書の基礎審査 4](#_Toc139372093)  [２ 事業計画書の定量化審査 4](#_Toc139372094)  [３ 開札及び入札価格の確認 6](#_Toc139372095)  [４ 入札価格の定量化審査 6](#_Toc139372096)  [５ 総合評価値の算定方法 7](#_Toc139372097)  [第４ 事業計画書の定量化審査における審査の視点 7](#_Toc139372098)  [第５ 事業計画書に関するヒアリング 10](#_Toc139372099)  [第６ 審査結果等の公表 10](#_Toc139372100) |

# 落札者選定の手順

## 落札者決定基準の位置づけ

大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者は、プールの設計・建設及び都市公園の管理運営に係る専門的な知識やノウハウ（管理運営能力等）を有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、入札価格だけでなく、提案内容によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

この「大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業　落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）は、大阪府（以下「府」という。）が本事業を実施する落札者の募集・選定を行うに当たって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を選定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された事業計画書等（以下「事業計画書」という。）を客観的に評価する基準、方法等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

## 選定の手順

本事業における事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、3頁の図1に示す手順で実施する。

### 参加資格審査

府は、提出された参加資格審査申請書により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

### 事業計画書の審査

#### 事業計画書の基礎審査

大阪府都市公園施設整備運営事業者選定委員会及び大阪府都市公園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、事業計画書等に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。なお、基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

#### 事業計画書の定量化審査

選定委員会は、事業計画書に記載された内容について、落札者決定基準に示す審査基準及び得点化方法に従って評価する。

#### 開札及び入札価格の確認

発注者は、入札書に記載された入札金額が予定価格4,281,509千円（消費税及び地方消費税を除く）を超えていないことを確認する。

なお、予定価格4,281,509千円のうち、設計。建設業務については1,567,156千円、管理運営業務（指定管理業務）については2,714,353千円（すべて消費税及び地方消費税を除く）をそれぞれ超えていないことを確認する。ただし、公園管理業務は、端数処理の関係で、管理マニュアル資料編に示す参考価格（消費税及び地方消費税を含む）と一致しない。入札にあたっては、ここに示す金額を参照すること。

この結果、入札金額が予定価格を超える場合は失格とする。

#### 入札価格の定量化審査

選定委員会は、入札価格について、落札者決定基準に示す得点化方法に従って評価する。

#### 総合評価値の算定

選定委員会は、事業計画書及び入札価格の定量化審査における得点を合計し、総合評価値を算出する。

#### 最優秀提案者の選定

選定委員会は、総合評価値が最も高い入札参加者を落札者候補者として選定する。

#### 落札者の決定

府は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。ただし、総合評価値が同点の落札候補者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじ引きの方法は次のとおりとする。

1. 入札書の「くじ入力番号」欄に任意の値を記入

入札者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ入力番号」欄にあらかじめ任意の３桁の値（０００～９９９）を記入すること。なお、正しく記入がなされていない場合は、「０００」の数値が記載されたものとみなす。

1. くじの手順
2. 入札書が到着した順（入札書提出日時順）に「０，１，２，・・・」と番号を割り当てる。
3. 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
4. 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の番号の入札参加者を最上位（落札者）とする。
5. 最上位の番号に１を足した番号の入札参加者を２順位とする。この場合において、最上位の番号に１を足した番号が存在しない場合には、０の番号の入札参加者を２順位とする。
6. ２順位の番号に１を足した番号の入札参加者を３順位とする。この場合において、２順位の番号に１を足した番号が存在しない場合には、０の番号の入札参加者を３順位とする。
7. ４順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

（例）入札参加者中、３名が同額入札の場合

1. 入札書が到着した順に番号を付与する。

A社……番号０　　　　　B社……番号１　　　　　C社……番号２

1. くじ入力番号の数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。

A社……（くじ入力番号０７２）

B社……（くじ入力番号１２３）

C社……（くじ入力番号４５２）

合計（０７２＋１２３＋４５２＝６４７）

余り（６４７÷３＝２１５余り２）

1. 順位の決定

最上位（落札者）は、余りの２と一致する番号であるC社

２順位は、２＋１＝３の番号が存在しないので、番号０のA社

３順位は、０＋１＝１と一致する番号であるB社



図 １　落札者決定の手順

# 参加資格審査

## 参加資格要件の項目

参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類を確認する。参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。

詳細については、入札説明書「第3　3.　入札参加者の資格等」を参照のこと。

# 提案審査

## 事業計画書の基礎審査

### 事業計画書等の確認

提出された事業計画書等がすべて揃っていることを確認する。

### 事業計画書の基礎審査

事業計画書に記載された内容が、次に掲げる基礎審査項目を満たしていることを確認する。

#### 事業計画書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。

#### 入札説明書、提出書類作成要領及び様式集に示す事業計画書の作成に関する条件について遵守していること。

#### 事業計画書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

## 事業計画書の定量化審査

### 事業計画書における審査項目及び配点

事業計画書の定量化審査の配点、審査基準及び得点化方法については、発注者が本事業に対して民間の創意工夫の導出を期待する度合いにより5頁の表1のとおり設定した。

したがって、審査項目は、府が民間に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、5頁の表1のとおりである。なお、各審査項目における審査基準等の詳細については、「第4　事業計画書の定量化審査における審査の視点」を参照のこと。

表 １　審査項目及び配点



### 事業提案に関する得点化方法

#### 提案を求めている審査項目においては、次の表2のとおり、5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表 ２　審査基準及び得点化方法



#### 各審査項目の評価点については、次の算定式①により、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。

#### イの結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

|  |
| --- |
| 算定式①【事業提案の得点算定式】 |
|  |

## 開札及び入札価格の確認

提出された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。なお、入札価格の確認のための開札は、事業計画書の定量化審査前に、入札説明書に定めた方法により実施し、入札金額が予定価格を超えていない提案のみ入札価格の得点化を行うこととする。

## 入札価格の定量化審査

### 入札価格に関する得点化方法

入札価格においては、入札価格について、次の算定式②により得点を付与する。なお、得点は、小数第3位を四捨五入した値とする。

|  |
| --- |
| 算定式②【入札価格の得点算定式】 |
|  |

## 総合評価値の算定方法

「2　事業計画書の定量化審査」、「4　入札価格の定量化審査」により算出した各入札参加者の得点から、次の算定式③により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

|  |
| --- |
| 算定式③【総合評価値の算定式】 |
|  |

# 事業計画書の定量化審査における審査の視点

選定委員会は、各審査項目について、審査基準に基づき審査を行い、その内容に応じて、5段階評価により得点を付与する。

なお、各項目については、表3に示す審査の視点に対して、各入札参加者の過去の経験等を踏まえたより実現性の高い提案が望ましいものとする。

表 ３　事業計画書の定量化審査における審査の視点





# 事業計画書に関するヒアリング

選定委員会は、事業計画書の審査及び評価を行うにあたり入札参加者に対し、ヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

# 審査結果等の公表

審査結果等については、公表を行うとともに、入札参加者においては個別に通知する。